

## 阿久比町検査要領

(趣旨)

第1条 この要領は、阿久比町工事施行等事務処理要領（以下「事務処理要領」という。）第46条の規定に基づき、阿久比町が発注する建設工事（設計・測量・建設コンサルタント・地質調査・補償コンサルタント及び物品の製造・販売・買受け・役務の提供等（法令等により営業の登録を必要としている設計・測量・建設コンサルタント・地質調査・補償コンサルタントを除く。）を含む。以下「建設工事等」という。）に係る検査員の行う検査について、必要な事項を定めるものとする。

(検査の種類等)

第2条 検査の種類は、完了検査、出来形検査及び中間検査とする。

2 完了検査は、次に掲げる場合に行うものとする。

- (1) 建設工事等が完了したとき。
- (2) 部分引渡しにおける指定部分に係る建設工事が完了したとき。

3 出来形検査は、次に掲げる場合に建設工事等(工事用物件等の購入を除く。)の既製部分について行うものとする。

- (1) 部分払い又は部分使用をしようとするとき。
- (2) 損害金を徴収し、契約期間を延長しようとするとき。
- (3) 建設工事の施工を中止しようとするとき。
- (4) 契約を解除しようとするとき。

4 中間検査は、建設工事等（測量、調査、設計及び工事用物件等の購入を除く。）の適正な技術的施行を確保するために行うものとする。

(建設工事等の検査)

第3条 完了検査、出来形検査及び中間検査は、町長が行うものとする。

(検査員の任命)

第4条 検査員は、町長が事務処理要領に定める任命（通知）書により任命するものとする。

2 検査員は、職員のうちから、任命するものとする。

3 検査員（工事用物件等の購入に係る検査員を除く。）は、次の各号の検査に応じ、当該各号に掲げる時期に任命するものとする。

- (1) 完了検査 契約者から完了届の提出があったとき。
- (2) 出来形検査 次に掲げるいずれかの時期。

イ 部分払いの場合にあっては、出来形検査の申出があったとき。

ロ 部分使用の場合にあっては、部分使用をしようとするとき。

ハ 損害金を徴収して契約期間を延長する場合にあっては、契約期間の延長を承認しようとするとき。

ニ 建設工事中止の場合にあっては、建設工事を中止しようとするとき。

ホ 契約解除の場合にあっては、契約を解除しようとするとき。

(3) 中間検査 町長が、中間検査の実施を必要と認めたとき。

4 工事用物件等の購入に係る検査員は、契約締結のときに任命する。

(検査の時期)

第5条 完了検査は、完了届を受理した日から、建設工事にあっては14日以内に行わなければならない。ただし、建設工事以外にあっては10日以内、工事用物件等にあっては納入の都度遅滞なく行うものとする。

2 出来形検査及び中間検査は、検査員任命後遅滞なく行うものとする。

(検査の準備)

第6条 町長は、検査を行う場合は、次に掲げる措置を行うものとする。

(1) 監督員及び契約者に対する検査実施の通知(様式第1)

(2) 現地については、必要により検査範囲等の表示

(3) 設計図書、工事記録写真、材料検査の結果及び工事記録、監督記録等工事实施上の関係書類の整備

(4) 当該検査に必要と認める用具の準備

(5) その他必要と認める事項

(検査の立会い)

第7条 検査(工事用物件の購入に係るものを除く。)は、監督員及び当該工事の契約者又は現場代理人若しくは主任技術者の立会いのもとに行うものとする。

(検査実施の原則)

第8条 検査は、現地において建設工事の出来形を対象とし、設計図書等と対比し、その位置、形状、寸法等の相違及び品質、性能、その他必要な事項について確認するものとする。

2 検査に際して、地下若しくは水中等にあって外部から検査を行い難い部分については、工事記録及び写真等により確認することができる。

3 前2項の検査にあたり必要があるときは、建設工事の施工部分を破壊して検査することができる。

4 検査員は、検査の記録を整備しておかななければならない。

5 工事用物件等の検査は、納入の都度その給付の内容及び数量について確認するものとする。

(完了検査の報告)

第9条 検査員は、完了検査を行ったときは、完了検査調書（様式第2）を作成し、町長に提出するものとする。この場合において検査の結果その給付に不完全な部分があると認めるときは、完了検査調書及び修補補正調書（様式第3）を添えて町長に提出するものとする。

（出来形検査の報告）

第10条 検査員は、出来形検査を行ったときは、出来形検査調書（様式第2）を作成し、出来形検査調書（様式第2-2）に添えて町長に提出するものとする。

（中間検査の報告）

第11条 検査員は、中間検査を行ったときは、工事検査記録（様式第4）を作成し、中間検査報告書（様式第5）に添えて町長に提出するものとする。

（工所用物件の購入の検査に係る報告）

第12条 検査員は、工所用物件の検査を行ったときは、材料品検収調書（様式第6）を提出するとともに納入が完了したときは、町長に完了検査調書を提出するものとする。

（修補補正の命令）

第13条 町長は、検査員から修補補正調書を受理したときは、修補補正指示書（様式第7）により契約者に修補補正を命ずるものとする。

（修補補正の確認）

第14条 完了検査を行った検査員は、修補補正箇所に係る給付の内容について確認するため、検査を行わなければならない。ただし、修補補正の内容が軽易な場合には、工事記録及び工事写真等でその内容を確認するものとする。

2 検査員は、修補補正に係る検査を完了したときは、速やかに町長に修補補正完了検査調書（様式第8）を提出するものとする。

（臨機の措置）

第15条 検査員は、検査にあたり、事態が重大でかつ処理に急を要すると認められる事項があるときは、直ちに町長に報告し、その指示を受けなければならない。

（工事等成績の評定）

第16条 検査員は、阿久比町監督要領に定める監督員とともに、建設工事等が完了し完了検査後、速やかにその成績について阿久比町工事等成績評定要領評定表を作成のうえ、阿久比町指名審査会に提出しなければならない。

（検査結果の通知）

第17条 町長は、検査の結果及び工事目的物の引渡しの時期を検査結果通知書（様式第9）により契約者に通知するものとする。

(その他の事項)

第18条 この要領に定めのない事項については、関係法令及び阿久比町契約規則（昭和59年阿久比町規則第3号）に定めるところによる。

附 則

この要領は、平成12年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成18年8月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成22年4月1日から施行する。